

さが版

就農ガイド



公益社団法人 佐賀県農業公社

もくじ

	就農までのフロー	P2
佐賀県の農業を紹介します	さが農業産地マップ 佐賀の農産物紹介	3 5
農業をやってみたい～就農へ		
ステップ 1	就農相談	7
話を聞いてもらいたい	①農業を始めるためのセルフチェック	8
ステップ 2	佐賀の農業を知る	
農業を感じてみよう	*セミナーに参加してみよう	9
ステップ 3	経営目標を立てる	10
どんな経営を目指すか	①農作物別経営試算の事例	11
	②作物カレンダー	13
ステップ 4	技術の習得	14
一人前の農家になるために	①トレーニングファームでの研修 トレーニングファームの設置状況 トレーニングファームの取組状況	14
	②先進農家等研修	17
	③農業者研修教育施設	17
	④海外農業研修	18
ステップ 5	資本の準備	19
農業を開始するための環境を整える	①農地の確保	21
	②施設の整備	21
	③農業機械の取得	23
いろいろな支援があります	就農のための支援策	
	①認定新規就農者制度	24
	②新規就農者育成総合対策	25
	就農準備資金	
	経営開始資金	
	経営発展支援事業	
	③新規就農者が活用できる資金(融資)	27
	青年等就農資金	
	経営体育成強化資金	
	④佐賀県内の農業者が活用できる事業	29
	さが園芸888整備支援事業	
	⑤その他の支援策	29
	雇用就農資金	
	佐賀県地方創生移住支援事業	
	佐賀県未来につなぐさが移住支援事業	
就農支援スタッフの紹介	①県の支援機関と連絡先	31
	②各市町における就農支援	32
	③JAグループの一覧と連絡先	38

就農までのフロー

ステップ 1

就農相談

農業をしたいが、何から始めたらいいの？

様々な機関からの支援があります。
随時 就農相談を受け付けています。
まずは、農業公社に相談してみましょう。

ステップ 2

佐賀の農業を知る

- ・養成講座
- ・就農啓発セミナー
- ・農業就業体験

佐賀県の農業を理解しよう

農作業体験や就農啓発セミナーが各地で開催されています。積極的に参加して、自分にあう農業を探してみましょう。

ステップ 3

経営目標を立てる

- ・就農地・栽培品目・栽培方法
- ・所得目標・資金調達目標
- ・技術習得方法
- ・機械・施設整備計画

やりたい農業を描いてみよう

やりたい農業と稼ぐ農業が一致すればいいのですが、実際就農する準備を始めると、いろいろな課題において選択していくこととなります。

ステップ 4

技術の習得

- ・トレーニングファーム
- ・先進農家等研修
- ・農業者研修教育施設
- ・海外農業研修

技術習得は重要なポイントです

農業を仕事として成立させるためには①栽培技術②経営のスキルが必要です。就農までに習得する必要があります。

ステップ 5

資本の準備

- ・農地の確保・資金調達
- ・施設・機械の整備
- ・住宅の確保

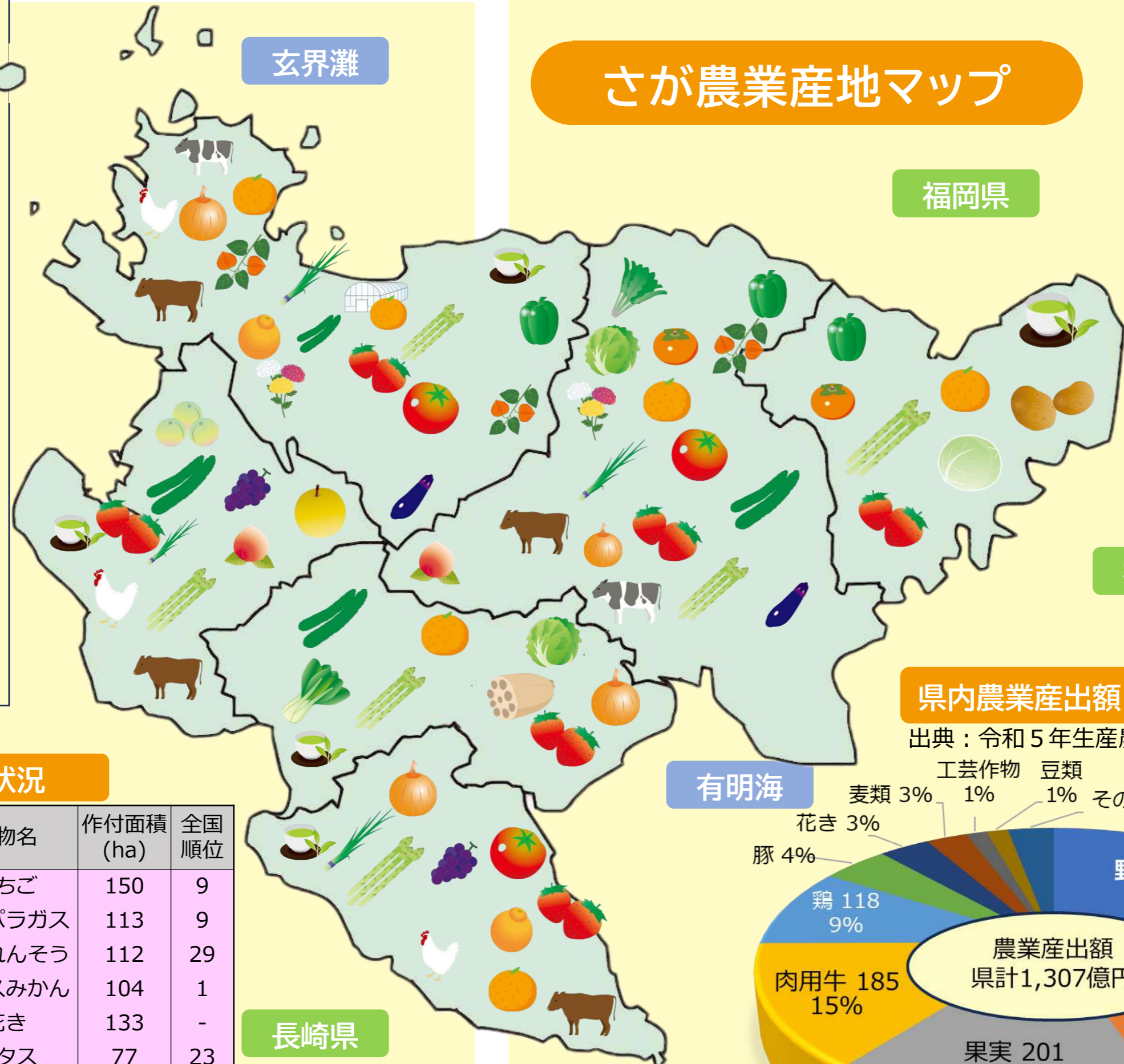
資金の確保・農地の確保

農業技術の習得と同時に、資本整備を整えておく必要があります。経営目標やライフプランと照らし合わせて準備していきます。

【凡例】

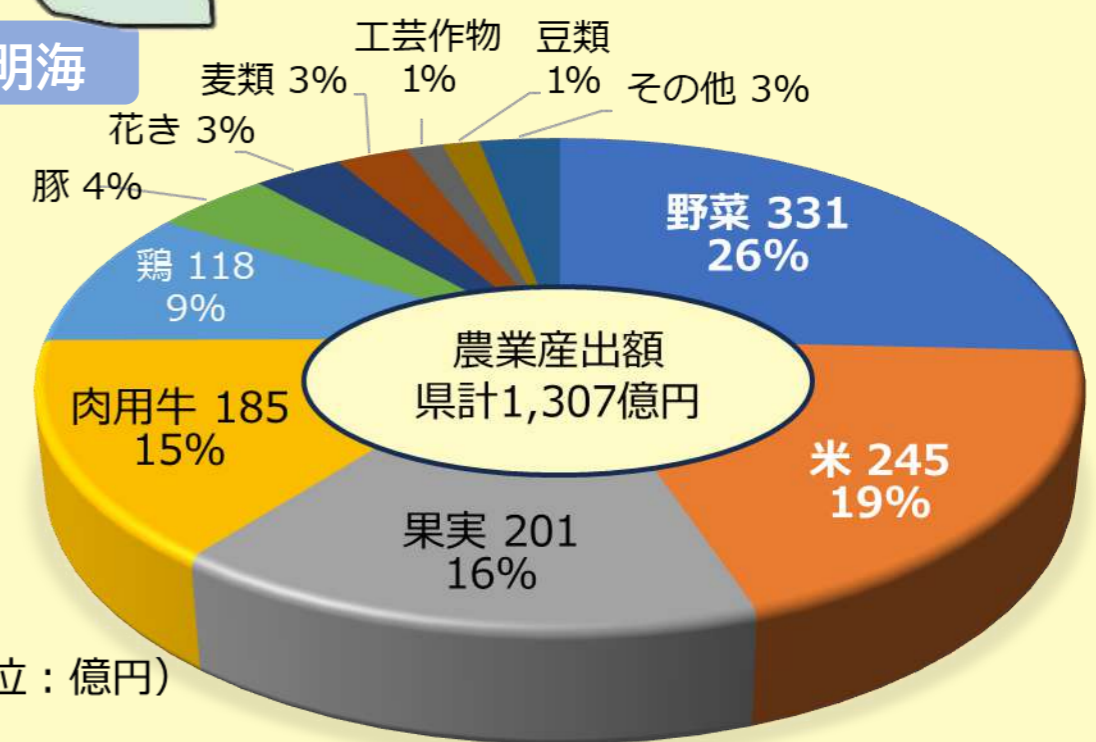
- いちご
- きゅうり
- たまねぎ
- こねぎ
- ほうれんそう
- トマト
- ばれいしょ
- チンゲンサイ
- レタス
- キャベツ
- れんこん
- アスパラガス
- なす
- ピーマン
- ハウスみかん
- 露地みかん
- 中晩柑
- 日本梨
- ぶどう
- 桃
- 梅
- 柿
- お茶
- 切り花
- ほおずき
- 肉用牛
- 酪農
- 養鶏

さが農業産地マップ



県内農業産出額(令和5年)

出典：令和5年生産農業所得統計



県内農産物の作付状況

作物名	作付面積 (ha)	全国順位	作物名	作付面積 (ha)	全国順位
米	22,400	23	いちご	150	9
麦	22,145	3	アスパラガス	113	9
大豆	7,270	6	ほうれんそう	112	29
たまねぎ	2,130	2	ハウスみかん	104	1
露地みかん	1,586	6	花き	133	-
茶	576	9	レタス	77	23
れんこん	455	3	きゅうり	158	20
キャベツ	234	29	トマト	60	44
日本梨	166	16	なす	57	36

出典：令和6年作物統計調査、令和7年さかの園芸

佐賀の農産物紹介

水田農業

高い整備率を誇る共同乾燥調製施設や基盤整備が進んだ水田を活用し、米、麦、大豆等を組み合わせた生産性の高い水田農業が営まれている。また、農業機械・施設の共同利用等が進み、耕地利用率は全国一を継続。



米:佐賀県育成品種「さがびより」は最高ランクの「特A」に15年連続、「夢しずく」は2年連続で「特A」評価を受けています。令和7年度は、いもち病やウンカなどの病害虫に強く、多収である「ひなたまる」が新たに仲間入り。また、佐賀は全国でも有数のもち米産地です。

施設野菜

いちご、きゅうり、アスパラガスなど様々な品目の施設野菜が県内各地で生産されている。生産者の高齢化により生産面積は減少しているが、トレーニングファームを整備し、新規就農者の育成に努めている。新品種や、統合環境制御技術の普及により、単位あたりの収量や販売額が向上している農家が増えている。



いちご:全国9位の作付。県育成品種「いちごさん」が平成30年にデビュー。特徴である深い紅色や形の美しさ、すっきりやさしい甘さが特徴。土耕栽培と近年は高設栽培での栽培が増えている。収量は全国トップクラスで、各地域で出荷調整作業を行うパッケージセンターが整備されている。

露地野菜

たまねぎ・れんこんは白石町を中心に、県南部で全国有数の産地を形成。露地野菜全般において加工・業務用野菜(カット野菜や冷凍野菜)への需要は高まっており、契約取引で大規模経営に取り組む生産者が増えている。



たまねぎ:国内第2位の生産量を誇る全国有数のたまねぎ産地。「さが春一番たまねぎ」の名前で知られる極早生品種「貴錦」などを3月上旬に出荷。その後、品種をリレーし、9月まで長期間にわたり出荷。定植や収穫まで機械化が進むことで、規模拡大が可能である。

果樹

中山間地域を中心に露地みかん、中晩生かんきつ、なし、ぶどう等地域特性に応じた産地が形成され、ハウスみかんは全国一の産地として君臨。果実価格は堅調に推移し、県育成の中晩生かんきつ「にじゅうまる」や「シャインマスカット」など高単価で取引されている品種が作付増加している。みかんの根域制限栽培やなしのジョイント栽培などの新技術が普及拡大。



露地みかん:天山山麓や多良岳山麓を中心に栽培。9月中旬から収穫が始まり、極早生ミカン、早生ミカン、普通温州へとリレー販売を行い、貯蔵ミカンは3月下旬まで出荷。園地を白いシートで覆うマルチ栽培は、甘味と酸味とのバランスが絶妙な「さが美人」を生み出す。

花き

バラ、キク、ユリ、トルコギキョウ等の切り花を中心に、シクラメン等の鉢もの、花壇用苗ものなど、多彩な品目が県内各地で栽培されている。

茶

中山間地域における重要な品目。「うれしの茶」は、製法の違いで蒸し製玉緑茶と釜炒り茶がある。全国茶品評会で日本一を獲得するなど、品質は折り紙付き。紅茶等の新商品や輸出へのチャレンジなど注目。

畜産

全国区となった「佐賀牛」をはじめ、酪農(牛乳:さが生まれ)、養豚(肥前さくらポーク)、養鶏(骨太有明鶏)、採卵鶏といった畜産業が、徹底した衛生管理と優れた肥育管理技術でブランド化。稼ぐ農業経営体創出のため経営規模の拡大や生産コストの低減など生産性向上を推進。



肥育牛:JAグループ佐賀管内の肥育農家、農場で飼育された「黒毛和種」の中から厳選された「佐賀牛」。環境に配慮し、エサ配合や給与方法など熟練した肥育技術が高い品質の礎。肥育農家には後継者も多い。

ステップ 1

就農相談

農業を始めたいと思ったら...

「農業を始めたいけれど、何から始めたらいいのかわからない。」「どこに相談すればいいのだろう。」と思ったら、総合窓口の**佐賀県農業公社**へ相談してください。

農業を始めるためには、いろいろな課題があるのですが、一つ一つ解決の糸口をいっしょになって見つけていくような対応を致します。

そして、方向性が定まってきたら、就農しようとする**市町**(農政担当課・農業委員会)や **地域農業振興センター**、**JAグループ**のスタッフが一緒になって、それぞれが専門とする支援を行っていきます。

時間はかかると思いますが、あなたと一緒に、就農までの道筋を定めていくようにしていきます。

あなたの就農を支援する関係機関と支援の内容

総合窓口	☎連絡先 公益社団法人 佐賀県農業公社	支援内容					
		就農支援 全般	就農計画 の作成	研修 資金助成 補助・融資	農地に関する こと	農業法人 就農など	
支援の スペシャ リスト	佐賀県農林水産部農業経営課	25-7118	●				
	佐賀県農業大学校	45-2145	●				
	全国新規就農相談センター	03-6910-1133	●				●
	市町の農政担当課	p32~p37		●	●		
	市町の農業委員会	-				●	
	農業振興センター	p31		●	●		
	JAグループ	p38		●	●		
	農業会議	20-1810				●	●
農業公社(中間管理機構)	20-1590				●		
ハローワーク(県内6か所)	-					●	

農業を始めるためのセルフチェック

8ページに4つの項目で21問からなるセルフチェックを準備しています。
支援者・相談員と一緒に、設問の意味を理解しながら、チェックをしてみてください。

現時点において、どのくらい農業を理解しているのか？どのくらい就農の準備ができているのか？
ということが確認できるようになっています。

もちろん最初の時点ですべてをクリアできているとは限りません。自分に不足しているところがあれば、それを解決するようにしていきましょう。

全部の設問に対して、理解と達成度が向上していけば、次のステップに移行していくことができます。

①農業を始めるためのセルフチェック

※就農相談時に相談員と確認しましょう。

設 問		はい	いいえ	
就農に対する適性	Q1	「農業を生涯の仕事とする」という、 <u>強い意欲と意志</u> がありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q2	農業は肉体労働です。 <u>健康・体力</u> には自信がありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q3	<u>他人とのお付き合い</u> は、苦になりませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q4	「就農」とは、会社を起こし <u>経営者となること</u> と同等だと理解していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q5	就農に向けた <u>営農資金</u> としての <u>自己資金</u> の用意はありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q6	就農相談会や農業体験に参加したり、インターネットや情報誌・パンフレットなどを活用して、 <u>新規就農に関する情報</u> を収集していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q7	あなたが農業を行うことについて、 <u>ご家族は、同意</u> をされていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
情報収集等の事前準備	Q1	<u>就農希望品目、栽培面積、就農地</u> をどこにするか決めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q2	ご自身の目指す就農までのみちすじや手順をある程度イメージできますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q3	就農希望品目を栽培するのに <u>必要な労働力</u> がどれくらいか知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q4	栽培したい作物の <u>販売額や所得</u> が、どれくらいか知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q5	<u>農産物の販売</u> について、どのような販売先があるか知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q6	就農希望地を選ぶにあたっては、 <u>家族で現地を訪</u> れていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q7	マニュアル車を運転できる <u>自動車運転免許</u> と、 <u>自家用車</u> を持っていますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
研修等の準備状況	Q1	栽培したい作物の <u>技術と知識</u> を身につけるための、 <u>研修(1年間以上)</u> を経験していますか。あるいは <u>研修予定</u> が決まっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q2	就農希望地で就農に向け親身になって <u>支援</u> をしてくれる人がいますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q3	希望する条件に合った <u>農地の確保</u> が難しいことを知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q4	研修や研修期間中の生活のために <u>資金</u> がどれくらい必要か、どのように調達するのか、 <u>資金計画</u> を検討しましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q5	研修や就農のために、 <u>制度資金(借入金)</u> 等を利用する場合、 <u>保証人</u> を引き受けてもらえる方はいますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域活動	Q1	農村で生活する場合、 <u>地域の人たちとのコミュニケーション</u> が大切なことは知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q2	<u>地域活動</u> (草刈り、お祭り、クリーク清掃など)には積極的に参加できますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

ステップ 2

佐賀の農業を知る

農業に関する情報を収集しよう

「農業をやってみたい」と思っても農作業や農村での生活になじみがない方もおられると思います。

そこで、現地を訪ね、自分の足で農地・農村での生活環境、住宅等の関連情報を収集し、自分達が目指す営農・生活の条件を満たす地域を探索しましょう。

また、農業を始める前の研修や就農のための農業技術を習得する必要があるため、農業の経験に応じた研修や体験から始めることをお勧めします。



①佐賀県農業大学校での新規就農希望者養成講座

農業大学校では、県内で就農意欲のある新規就農希望者を対象とし、生産圃場での実習と生産に関する講義を行います。詳しくは佐賀県農業大学校まで問合せください。

〒840-2205佐賀市川副町南里1088 ☎0952-45-2145

②地域開催の就農啓発セミナー

地域の代表的な品目を中心に、農家の後継ぎや新規就農希望者を対象とした、就農啓発セミナーが企画されています。

セミナーは、①地域の紹介と共に作物を栽培する魅力の紹介や②本格的に栽培するためこれまで培われてきた最新の技術の見学など盛り込んだ内容となっています。場合によっては就農するための個別相談会も企画されているので、農業をやってみたいけどなにかから始めていいか迷っている方は、まずは、取り組みたい作物のセミナーに参加することをお勧めします。

開催作物・日程などは、農業公社のホームページで確認することができます。参加申し込みや詳しい内容を知りたい方は、運営している事務局や地域農業振興センターへ問い合わせてください。



農業公社 HP
新規就農セ
ミナー案内 →



③農業就農体験(農業インターンシップ)

就農する前に農業の体験をしてみたいといった方に対応するため、全国の先進的な農業法人(約200社)において農業の体験をする農業インターンシップ制度があります。期間は2日から6週間程度で農業の知識・技術について体験しながら学ぶので、就農への第一歩としてお勧めします。詳しくは公益社団法人日本農業法人協会へ問い合わせてください。

〒102-0084東京都千代田区二番町9-8 Tel03-6268-9500

①農作物別経営試算の事例

(10a・1 頭当たり)

(単位:千円)

作目名 区分	土地利用型作物			施設野菜										露地野菜				果樹					特用作	花き				畜産			作目名 区分			
	水稲	麦類	大豆	いちご		きゅうり 周年	アスパラガス	なす	トマト	ミディ トマト	ミニ トマト	こねぎ	ほうれ んそう	たまねぎ	キャ ベツ	ブロッ コリー	れんこん	温州みかん (マルチ)	ハウス みかん	ハウス 中晩柑 (無加温)	なし	ブドウ	モモ	茶	バラ	電照 キク	トルコギキョウ		酪農 100頭	肥育牛 1,500 頭		繁殖牛 100頭		
				トン ネル	トン ネル																無加温	平坦	中山間											
収益	販売高 A	130	19	39	5,909	7,090	8,401	3,885	5,555	6,120	4,685	5,526	3,500	2,835	468	430	265	490	750	5,000	3,430	1,625	1,500	2,000	342	9,000	4,900	6,640	5,312	1,045	1,200	600	販売高 A	
	出荷量 (kg・本・頭)	510	400	250	4,500	5,400	31,000	3,500	16,000	18,000	6,500	10,000	3,500	4,500	5,500	5,000	1,000	1,400	2,500	5,000	3,500	2,500	1,500	2,000	190	90,000	70,000	40,000	32,000	9,500	1	1	出荷量 (kg・本・頭)	
	単価 (円)	255	49	155	1,313	1,313	271	1,110	347	340	721	553	1,000	630	85	86	265	350	300	1,000	980	650	1,000	1,000	1,800	100	70	166	166	110	1,200	600	単価 (円、千円)	
	その他収入 B	0	70	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収益計 C = A + B	130	89	89	5,909	7,090	8,401	3,885	5,555	6,120	4,685	5,526	3,500	2,835	468	430	265	490	750	5,000	3,430	1,625	1,500	2,000	342	9,000	4,900	6,640	5,312	1,120	1,219	600	収益計 C = A + B	
経営費	種苗費	3	2	2	7	10	161	0	148	152	225	181	72	42	35	25	32	5	0	0	200	4	0	0	3	225	75	750	750	93	455	26	種苗費	
	肥料費	7	8	2	167	127	168	389	224	236	70	113	106	68	33	25	22	10	23	101	57	37	48	16	32	299	120	71	61	434	453	157	肥料費	
	農薬費	9	3	3	127	121	223	83	132	101	37	101	136	67	16	18	8	3	34	153	29	58	47	18	23	250	180	95	82	5	13	6	農薬費	
	諸材料費	2	0	0	188	191	308	140	200	284	104	145	27	162	10	2	9	3	22	87	50	129	22	5	9	216	300	160	160	29	1	12	諸材料費	
	動力 光熱費	4	2	2	349	377	925	20	580	486	486	486	99	61	13	18	3	4	9	1,560	259	106	14	6	51	1,660	650	600	40	25	10	14	動力 光熱費	
	小農具費	5	2	2	17	20	28	13	18	48	0	17	0	9	0	1	7	0	1	30	6	17	26	0	3	15	1	10	10	1	0	2	小農具費	
	修繕費	2	0	0	37	37	126	53	63	153	1	85	43	70	4	24	9	2	1	62	24	16	76	10	34	184	82	50	50	29	12	12	修繕費	
	賃借料	18	5	10	1	10	80	0	1	38	0	1	23	5	16	5	0	0	0	4	22	2	11	0	8	0	0	0	0	23	5	1	賃借料	
	支払地代	5	7	7	0	0	0	0	0	23	0	0	0	2	8	4	0	7	0	0	0	0	0	6	2	0	0	0	0	0	2	2	支払地代	
	土地改良 水利費	2	0	0	0	0	0	9	1	2	3	10	3	1	10	7	1	3	5	11	0	5	3	2	13	0	28	0	0	1	0	1	土地改良 水利費	
	減価 償却費	42	15	15	851	1,154	1,042	515	833	1,042	1,042	764	851	515	60	40	40	64	187	1,069	791	558	572	822	48	1,261	1,250	1,038	1,038	227	28	93	減価 償却費	
	作業用 衣料費	0	0	0	4	6	18	4	16	22	1	0	1	1	2	3	0	1	0	27	1	1	0	2	2	0	31	0	0	0	0	0	作業用 衣料費	
	雇人費	0	0	0	1,675	1,280	235	240	235	346	242	381	396	13	31	5	0	0	17	221	56	19	6	0	3	1,001	770	0	7	33	10	16	雇人費	
	生産原価 小計D	99	44	42	3,423	3,332	3,313	1,465	2,450	2,932	2,211	2,282	1,756	1,015	237	175	131	102	299	3,325	1,494	951	824	887	230	5,111	3,486	2,773	2,198	900	989	343	生産原価 小計D	
	荷造運搬 手数料	3	2	1	796	1,004	2,364	610	1,471	1,156	943	1,279	598	509	7	45	20	85	138	463	350	116	298	175	5	1,962	500	996	797	58	64	14	荷造運搬 手数料	
	共済掛金	3	1	1	28	5	179	65	33	50	14	23	23	18	9	8	0	0	0	42	12	4	9	0	7	55	5	0	0	32	20	19	共済掛金	
	租税公課	2	1	1	38	53	242	99	50	119	8	15	53	30	0	14	2	7	4	47	44	9	6	6	12	288	70	20	20	13	6	10	租税公課	
	支払利子 割引料	0	0	0	21	11	1	0	9	8	0	8	8	2	0	12	1	0	0	15	0	2	0	1	3	62	0	0	0	12	39	3	支払利子 割引料	
	雑費	0	0	0	12	0	515	51	68	117	0	2	49	19	8	0	0	0	0	1	2	11	20	0	12	792	260	0	0	1	21	10	雑費	
販売管理費 小計E	8	4	3	897	1,073	3,301	825	1,631	1,449	965	1,327	731	578	23	78	23	92	142	569	408	142	332	182	40	3,158	835	1,016	817	116	149	56	販売管理費 小計E		
経営費合計 F = D + E	107	48	45	4,320	4,405	6,613	2,290	4,080	4,381	3,176	3,608	2,487	1,593	261	253	153	194	441	3,894	1,902	1,093	1,156	1,069	269	8,268	4,321	3,789	3,015	1,016	1,138	399	経営費合計 F = D + E		
農業所得 G = C - F	23	42	43	1,589	2,685	1,788	1,595	1,475	1,739	1,509	1,918	1,013	1,243	207	177	112	296	309	1,106	1,528	532	344	931	73	732	579	2,851	2,297	104	81	201	農業所得 G = C - F		
農業所得率 G/C×100(%)	18.0	46.6	48.8	26.9	37.9	21.3	41.1	26.6	28.4	32.2	34.7	29.0	43.8	44.3	41.1	42.3	60.5	41.2	22.1	44.5	32.7	22.9	46.6	21.2	8.1	11.8	42.9	43.2	9.3	6.6	33.6	農業所得率 G/C×100(%)		
10 a 当たり 農業労働時間	22.0	6.0	6.0	2,100	2,200	1,471	1,188	1,461	1,200	1,436	1,595	1,250	1,224	76	151	128	269	267	700	198	380	408	516	90	1,250	1,250	1,299	1,060	45	31	42	10 a 当たり 農業労働時間		

注) 1 佐賀県農業技術防除センター調べによる。

注) 2 麦類、大豆の収益性欄は、経営所得安定対策交付金を含めた数値。

注) 3 畜産関係の経営費区分は、種苗費欄に素畜費等、肥料費欄に購入飼料費、農薬費欄に家畜衛生費を記載。

注) 4 ラウンドの関係で、合計値が一致しない場合がある。

②作物カレンダー

作目名		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
水 稻 (平坦:普通期)						●	▲	■	■	■	■	■	■
たまねぎ	極早生			■	■					●	▲	▲	■
	早 生			■	■	■				●	▲	▲	■
	中 生			■	■	■	■			●	▲	▲	■
	晩 生			■	■	■	■	■		●	▲	▲	■
キャバツ	初春まき							●	▲	▲	■	■	■
	夏まき							●	▲	■	■	■	■
	秋まき			■	■	■	■				●	▲	■
ブロッコリー		■	■	■	■			●	▲	▲	■	■	■
レタス	早どり								●	▲	▲	■	■
	12月どり	■	■	■	■				●	▲	▲	■	■
	冬どり	■	■	■	■	■			●	▲	▲	■	■
	春どり	●	▲	■	■	■	■						●
れんこん				▲	▲	■	■	■	■	■	■	■	■
いちご(いちごさん)		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
アスパラガス	秋植え						●	●		▲	▲	■	■
	春植え	●	●	▲	▲	■	■	■	■	■	■	■	■
	2年目	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	3年以降	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
きゅうり	春 作			●	▲	■	■	■	■	■	■	■	■
	半促成	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	抑 制	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
トマト	促 成	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	半促成	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	抑 制	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
なす	促 成							●	▲	▲	■	■	■
	露 地		●	▲	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ほうれんそう	春播き			●	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	初夏播き				●	■	■	■	■	■	■	■	■
	夏播き						●	■	■	■	■	■	■
	秋冬播き	●	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
こねぎ	春 作			●	●	■	■	■	■	■	■	■	■
	夏秋作						●	■	■	■	■	■	■
	冬 作	■	●	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

凡例: ■ 生育 ■ 収穫・出荷 ● 播種 ▲ 定植 ■ 全刈り ◡ ビニール被覆 ◡ トンネル

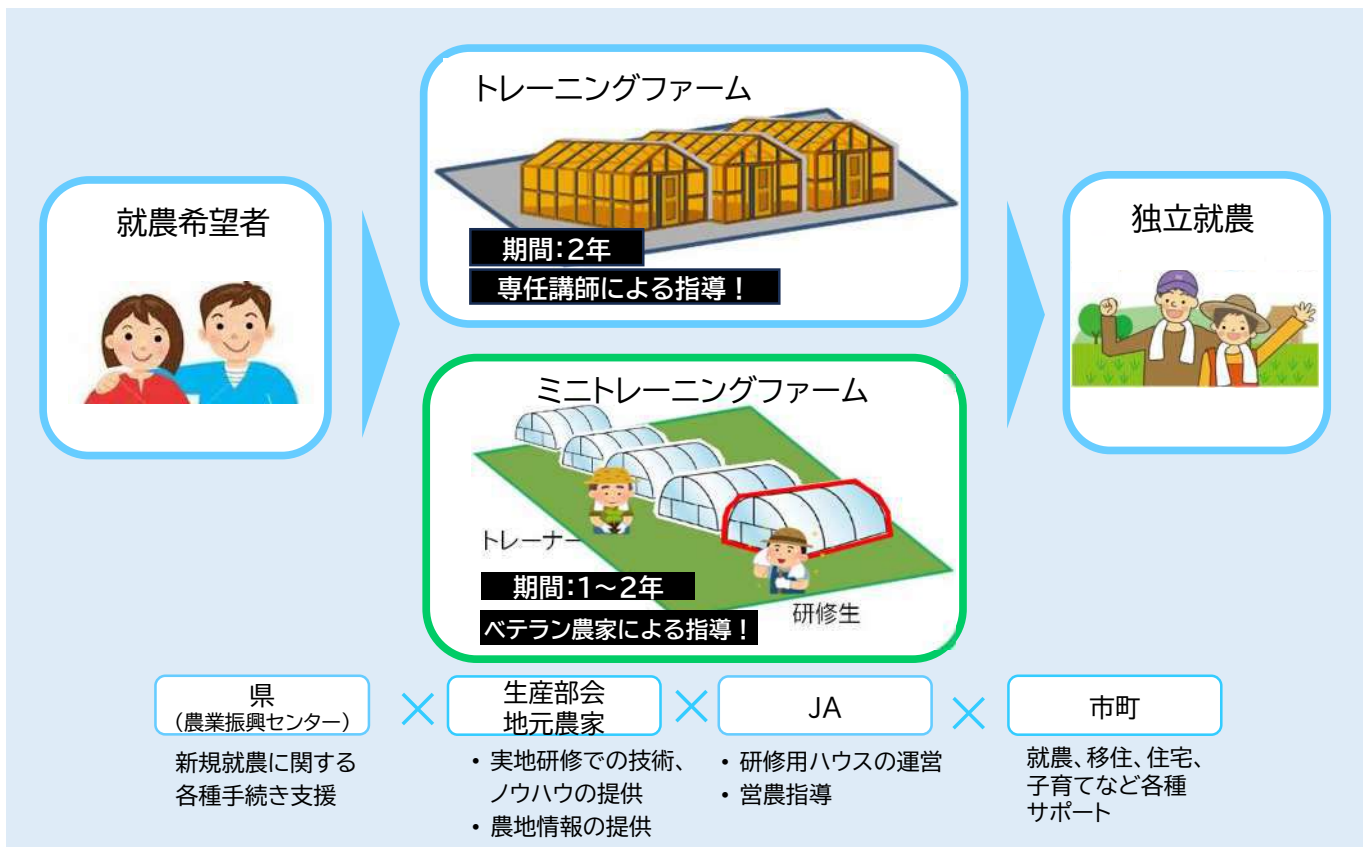
栽培技術を習得しよう

農業を営むためには、確かな技術が必要です。

そこで、栽培したい作物や飼いたい畜種、就農したい地域など、取り組みたい農業のイメージが決まったら、栽培技術と経営管理のやり方を身につけましょう。

研修には、トレーニングファームや先進農家での実践研修により技術や経営のノウハウを習得する方法や農業法人に就職して技術を磨いていく方法などがあります。

① トレーニングファーム等での研修



- トレーニングファームは、県内に6か所あり、生産技術や経営のノウハウを習得することができます。各施設に専任講師を配置し、1年目は栽培実習を、2年目は模擬経営に取り組みます。
- ミニトレーニングファームは、地域のベテラン農家を指導者(トレーナー)とし、トレーナーの圃場近くの小規模な研修施設で、1~2年間マンツーマンで指導が受けられます。
- JA・市町・県で構成する「運営協議会」は、技術指導に加えて、農業経営に関する座学や就農に向けたサポートを行います。
- その他、研修中の住宅確保や生活支援、研修生が早期に地域に溶け込めるよう農家間のネットワークづくりの支援などを行っています。

トレーニングファームの設置状況



No.	品目	所在地	問合せ先（事務局）	電話番号
①	ほうれんそう	佐賀市	佐賀市農業振興課	0952-40-7391
			JAさが富士町事業所	0952-58-2535
②	アスパラガス	佐賀市	JAさが佐城園芸センター	0952-29-9750
③	ピーマン	神崎市	JAさが神埼営農経済センター	0952-59-2224
④	いちご	神崎市	JAさが三神園芸センター	0942-96-4844
⑤	繁殖牛	唐津市	JAからつ 畜産部	0955-51-9001
⑥	いちご、きゅうり アスパラガス	唐津市	JAからつ 営農経済部	0955-70-5256
⑦	中晩柑	唐津市	鏡果実農業協同組合	0955-77-0911
⑧	いちご	伊万里市	JA伊万里	0955-23-5560
⑨	アスパラガス	有田町		
⑩	きゅうり	武雄市	JAさが杵藤園芸センター	0952-84-5112
⑪	トマト	鹿島市		
⑫	いちご	白石町		
⑬	いちご	太良町		

トレーニングファームの取組状況

トレーニングファームで栽培技術の習得から就農まで切れ目なく支援
2年間※の研修を修了し、合計65名が県内で就農（令和7年6月30日時点）



令和7年6月時点で、トレーニングファームでの研修を修了し、県内で就農された方は65名で、他県から移住された方が19名が含まれます。

研修を通じて培われた高度な栽培技術と経営感覚を活かし、地域の中核的な生産者として自立されています。

また、研修期間中に築かれた仲間とのつながりや、所属する生産部会との連携を大切にされており、就農後も互いに切磋琢磨しながら経営に取り組まれています。

その成果として、県や生産部会の表彰事業等において入賞されることも珍しくありません。

現在では、新しく就農を希望する方々への助言や支援を行う存在としても活躍されています。

また、ミニトレーニングファームにおいても、トレーナーや生産部会と連携しながら、新規就農者の育成に尽力されており、今後も多くの優れた生産者の輩出が期待されています。

②先進農家等研修

農業経営は、農産物を生産する技術を身につけるということだけで成り立つものではありません。

そのため就農しようとする地域の生産者から栽培技術や加工・流通・販売などを直接習得する先進農家等研修は最も有効だと思われます。

また、就農予定地に住居や農地を所有していない場合には、この研修により地域の風習などを学ぶことで、地域にいち早くなじむことができます。

地域によっては先進農家をトレーナーとして位置づけ新規就農者を育成していく体制を整えていますので、就農相談の際には是非お問合せください。

③農業者研修教育施設

1)佐賀県農業大学校

優れた農業経営者や地域農業を支える指導者を養成するため、農業の基礎から農業経営の実践まで学べる専門の大学校です。

課程		専攻コース	募集定員	就学期間	備考
本科	園芸農産課程	施設野菜	50名 ・推薦入試 募集定員の概ね7割 ・一般入試 募集定員の概ね3割	2年 (全寮制)	・年間を通じた実習体験 ・大型トラクター運転免許など取得可能な資格・免許多数 ・充実装備の全寮制 ・本科卒業後、大学への3年次編入が可能
		露地野菜・農産			
		果樹			
		花き			
	畜産課程				
専科	園芸農産課程 畜産課程	若干名 [一般入試のみ]	1年 (全寮制)		



〒840-2205
 佐賀市川副町南里1088
 電話:0952-45-2144
 Eメール:nougyoudaigaku@pref.saga.lg.jp

農業機械化研修(農耕用大特、けん引)のお知らせ

農業大学校では、農業機械の大型化・高性能化に対応して、安全操作と効率利用を促進するため、地域営農組織、農業法人等のオペレーターや担い手農業者(認定農業者・認定新規就農者)を優先に農業機械化研修を実施しています。

※研修に応じた願書(基礎・農耕用大特、応用・農耕用けん引)を各市町の担当課へ提出してください。(区分に応じて、推薦書もしくは市町村の認定通知の写しも併せて提出してください。)

※受講願書は農業大学校HPからダウンロードできます。
申込期限がありますので合わせて確認ください。
また、受講は順番待ちになります。ご了承ください。



農業機械化研修
(農耕用大特、けん引)
のお知らせ

農業機械化研修の概要

(研修に要する費用は令和7年度分)

研修	区分 (研修に要する費用)	研修内容	対象者	受講定員
基礎研修	農耕用大特 農業者研修 (20,250円)	●トラクタ農作業安全、 保守点検 ●農耕用大特(大型トラクタ)運転免許試験	営農組織・農業法人等の オペレーター、 担い手農業者(認定農業者・ 認定新規就農者)	研修一回あたり20名
	農耕用大特 女性農業者研修 (20,650円)		女性農業者	研修一回あたり20名
応用研修	農耕用けん引農業者研修 (20,250円)	●けん引の農作業安全や 保守点検 ●農耕用けん引運転免許試験	営農組織・農業法人等の オペレーター、 担い手農業者(認定農業者・ 認定新規就農者)	研修一回あたり18名

2)その他の教育研修施設

国の教育研修施設や民間の農業者養成機関(専修学校)もありますので、興味がある方は、農林水産省HP“研修施設のご案内”等参照ください。

④海外農業研修

公益社団法人国際農業者交流協会(JAEC)では、外国の農業を学びたい青年たちのために、海外の優れた経営者のもとで、実際の農作業に携わりながら学ぶ実務研修を実施しています。
問合せ先: 〒144-0051 東京都大田区西蒲田5-27-14 日研アラインビル8階
電話: 03-5703-0251

ステップ 5

資本の準備



資本の準備をしよう

農業を始めるためには、作物や畜産を生産する農地・施設や畜舎が必要で、さらに栽培に必要な農業機械・資材や農産物を保管する倉庫なども必要です。既に農業をされている生産者は、継承した資産に更に投資を加えることで、経営を拡充されています。

新規就農者は、自家就農や第三者継承などを除いて殆どの場合、それらの資本が少ない中で、農業をスタートすることとなります。新規就農者が乗り越えなければならない最大のハードルと聞いていいでしょう。

ステップ5では、どうやって資本を準備・充実させていくかを解説していきます。

①農地の確保

(1)農地への思い

お金を出せば、農地を所有できるということではありません。生産者が所有する農地は、先祖から受け継いできた財産です。そのため、大切に次世代へ繋いでいきたいという気持ちが強いものです。農地を貸すにしろ売るにしろきちんと安全に農産物を栽培してくれて、農地を荒らさない方にまかせたいという想いがあります。その地で新たに栽培に取り組むためには、熱意を以て信用してもらうようにしなければいけません。

また、農地はその場所だけで成立しているものではなく、隣接する農地があり、道路・水路などが付随してやっと生産ができるのだということを理解しておいてください。農業は一人ではできないものでないということです。

(2)就農候補地の選定

佐賀県では多くの品目が栽培されているのですが、品目によって適する環境が違います。農地は最も作物の生育に影響を与えるファクターであると言えるでしょう。すなわち作物との相性ともいえる優良な農地を選ぶことはとても大切なことだと言えます。なので相性が良い農地にはその作物の産地が形成されています。取り組みたい品目が決まったら、次はその産地を確認してみましょう。

(3)農地の確保の考え方

就農には多額の経費が必要となることから、農地は購入するより借地をして初期投資を控えるようにします。経営が軌道にのり購入する余力ができた段階で、購入するかの判断をすることとなります。

(4) 農地を借りるために

農地は国民の食料を確保するために最も尊いものということは誰もが認識していることでしょう。農地法において「農地」とは、適切な肥培管理(整地、種まき、施肥、除草など)を行って作物が栽培されている土地と定められており、農地を農地以外に転用する場合は、農業委員会を經由して都道府県等の許可が必要となっています。そのため、所有者であったとしても勝手に田畑を違う目的(宅地化小屋・駐車場)で使用することは認められていません。農業委員会は農地法に基づく事務を行う行政委員会で、各市町に配置され、農業を活性化させるため法令に基づき農地法の審査・決定などの業務にあたっています。

①農地を取得する(購入や借入)するには、農業委員会の事前の許可が必要です。また、この許可がないと農業者として取り扱いを受けることができません。許可を受けるには、一定の基準を満たす必要があります。

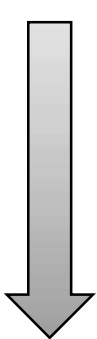
○取得農地全てを耕作し、農業経営を行うこと

○経営状況、通作距離など考えて、取得農地を効率的に利用すること

○農作業に常時従事すること などとなっています。

②農業委員会で貸してくれる農地をあっせん(紹介)されますが、あっせん基準を満たしていることや、そもそもあっせんできる農地があることが条件となります。確保の難度は高いのですが、まずは農業委員会に問い合わせてみてください。

農地の確保の方法と難易度

方法	留意事項	難易度
遺産相続による取得	農業委員会への届出のみで取得できる (生前贈与を除く)	<div style="text-align: center;">  <p>低</p> <p>高</p> </div>
非農地を取得し農地化	農地化後は農業委員会へ届け出が必要 農地化した土地は以後、農地法の適用を受ける	
親類・知人からの権利取得	一定の要件を満たし、許可が必要	
生産部会、農業法人等の紹介	信用と一定要件が必要、許可が必要	
市町農業委員会のあっせん	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせんできる農地があること ・あっせん基準を満たすこと (青年等就農計画の認定など) 	

(5) 利用権設定

農地を地主から借りるためには、契約:利用権設定が必要です。利用権設定で借受の期間や賃料などを貸してと借り手で合意することができます。

一方、農業経営基盤強化促進法等の一部法改正が施行され、農地の貸借は『地域計画』に基づいて行うこととなり、令和7年4月以降からは農地の貸借は**農地中間管理事業**に一本化されました。農地中間管理事業は、農業公社が農地の貸借を仲介することにより、担い手農家に農地の集積・集約化を行う国の制度です。農地の貸借の間に農地中間管理機構(農業公社)が入るため、機構が賃借料の受払いを行うことなどが特長です。

②施設の整備

現代農業において集約的な農業(規模が小さくても、高い収量と品質を確保することで、所得を確保する)のためには、作物に応じた環境が提供できる施設ハウスと付随した装備が必要となります。

施設整備は栽培品目や作型・栽培法に応じて、仕様が様々です。主要な作物におけるハウス設置事業費(20a)を示していますが、経済事情(円安など)により、資材等の変動が大きい状況にあります。24ページから**就農のための支援策**で整備の支援事業や資金の紹介をしていますが、自己負担も相当必要であることが理解できると思います。

指導機関からのアドバイスに耳を傾けて、適正な設備投資になるように準備してください。

野菜ハウス設置事業費の目安【20a(2,000㎡)当たり】(単位:千円)

いちご		アスパラガス	
項目	連棟高設型	項目	AP単棟型
ハウス本体	9,185	ハウス本体(換気資材含)	9,888
高設栽培システム	24,379	被覆資材	662
育苗ハウス	6,209	カーテン資材	417
循環扇設備	428	灌水設備	4,126
被覆資材	1,196	工事費	4,693
換気資材(カーテン含)	2,933		
灌水設備	1,392		
暖房設備	4,822		
炭酸ガス設備	1,745		
環境制御装置	1,164		
電照設備	1,511		
予冷库	854		
工事費	12,993		
消費税(10%)	6,881	消費税(10%)	1,979
施設費合計	75,692	施設費合計	21,765

きゅうり		
項目	鉄骨補強型 (丸型)	フェンロー型
ハウス本体	16,136	27,780
被覆資材	3,539	4,470
循環扇・換気扇設備	535	457
換気資材	679	5,234
カーテン資材	7,741	7,585
灌水設備	1,696	6,921
暖房設備	3,323	4,324
炭酸ガス設備	1,252	1,342
細霧設備	—	2,826
環境制御装置	2,750	2,774
工事費	6,868	14,286
消費税(10%)	4,628	7,800
施設費合計	49,144	85,800

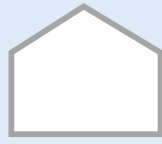
※園芸用ハウスの標準仕様より抜粋(さが園芸888運動推進本部 施設野菜振興チーム(事務局:令和4年 佐賀県園芸農産課)とりまとめ)設置費の目安であり、それぞれの仕様や資材価格の情勢などにより変化します。

ハウスの種類と特徴

【主な屋根形状】



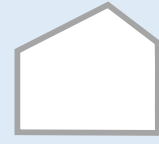
丸屋根型



両屋根型



片屋根型



不等辺屋根型※
(スリークォーター型)

※南側の屋根面積が大きく、太陽の高度が低い冬季でも効率よく採光できる

【主な構造形状】

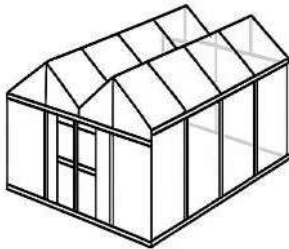
○単棟



■特徴

- ・妻面が連棟より少なく、コストが低い
- ・作物ごとにハウスを分けて管理できる
- ・設置場所の自由度が高く、移設も比較的容易

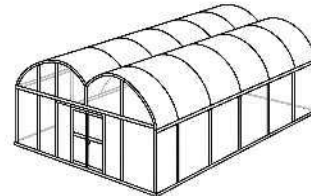
○フェンロー型 (高軒高&連棟タイプ)



■特徴

- ・オランダ式の高度環境制御ハウス
- ・骨材が細く影になる部分が少ないため採光性に優れる
- ・高い軒高により換気効率が高い

○連棟



■特徴

- ・複数のハウスを連結して一体化した構造のハウス
- ・単棟に比べて、土地を有効に利用できる
- ・温湿度管理や遮光、換気などの制御装置を一括で管理でき、効率的
- ・広い内部空間により作業の機械化や省力化を進めやすい
- ・支柱や天井材の共有による建設コストの低減

【骨材による分類】

パイプハウス

- ・金属やプラスチックのパイプを骨組みとして使用し、その上に農業用のフィルムを張り巡らせた簡易的な温室
- ・建設費は安いですが、ハウスの強度は劣る

鉄骨ハウス

- ・基礎や骨組みに鉄製の柱を使い、パイプハウスと比べて頑丈
- ・自然災害(台風や大雪)による被害リスクや経年劣化による耐久性に優れている一方で、パイプハウスよりも建設費が高価

AP(アングルパイプ)ハウス

- ・鋼管と呼ばれるパイプを支柱に使用
- ・ハウス形状は丸型が多い
- ・鉄骨ハウスと比べ、建設費は安価であるが、耐久性は弱く台風や大雪等で破損や倒壊するリスクが高い

【被覆資材による分類】

資材の種類		特徴	
ガラスハウス	ガラス板	耐久性最大、可視光の透過率高い、コスト高	
ビニールハウス	硬質フィルム	PETフィルム	耐熱性・耐低温性が大、フィルムの中で強度大
		フッ素樹脂フィルム	耐候性・防塵性が大
	軟質フィルム	農ポリ	・伸びにくい、粘着性なし、軽い ・保温性が農ビより劣る ※主用途は内張、トンネル、マルチ
		農ビ	・伸びやすい、重い ・防霧性、防塵性が大
		内張り、トンネルにも可	

※ 栽培する品目や栽培方式、目標とする収量、可能な投資規模等を踏まえて、基本的な仕様を選びましょう。

③農業機械の取得

取得すべき農業機械は、栽培品目や作型・栽培法に応じて、農業機械の種類・仕様が異なります。ここでは、普通作物(水稻・麦・大豆)を栽培する上で、共通して使用する、トラクター・田植機・コンバインについて大まかな仕様と標準的な価格を紹介します。

この3機種については、経営規模や農地の条件により導入する規格や台数が大きく異なるため、「佐賀県特定高性能農業機械導入計画」で示された農業機械の導入の考え方と「さがの稼げる水田農業推進事業対象農業機械・施設の標準事業費*」における令和6年度までの導入実績価格等を参考にして示しています。

また、3機種で行う耕起・整地、田植え・収穫以外の農作業には、それぞれの作業ごとの農機具(例えば防除機)や、作業別のアタッチメントが必要となることから、初期投資は非常に大きいものとなります。

更に、収穫以降の乾燥・調製や出荷・販売が自己完結でない場合、地域の共同乾燥調製貯蔵施設(CE)等に委託することとなるため、事前に地域のJAに確認しておく必要があります。

トラクターの導入

種別	大きさ (PS)	利用規模の下限面積(田:ha)		標準事業費 (千円)
		平坦地域	山間山麓地域	
I	30PS級	7.0	6.0	30PS:3,562
II	40~50PS級	10.0	8.5	50PS:6,724
III	60~80PS級	14.5	12.5	70PS:8,749
IV	90PS級以上	17.5	-	80PS:10,520

田植機の導入

種別	大きさ (植付条数)	利用規模の下限面積(ha)		標準事業費 (千円)
		平坦地域	山間山麓地域	
I	4~5条	5.5	5.0	4条:1,313
II	6条	9.5	8.5	2,564
III	8条	12.0	11.0	4,107
IV	10条以上	14.5	13.5	-

コンバインの導入

種別	型式 (刃幅m)	利用規模の下限面積(水稻:ha)		標準事業費 (千円)
		平坦地域	山間山麓地域	
I	自脱型0.8~1.2	7.0	5.5	3条刈:7,831
II	自脱型1.2~1.6	10.5	8.5	4条刈:9,320
III	自脱型1.6以上	15.0	13.0	5条刈:13,393
				6条刈:14,552

「佐賀県特定高性能農業機械導入計画」は農業機械の適正な導入を利用を促進するため、農業機械の大きさ・機能別に下限面積(導入する際の規模の下限)を定めています。今回示したのは、導入計画の抜粋ですので、標準事業費と共に参考として活用ください。

*標準事業費:過去3年間における補助事業(国庫事業含む)で導入した機械等の平均価格から設定。(「令和7年3月26日付け園芸第3460号佐賀県農林水産部長通知」より抜粋)

就農のための支援策

① 認定新規就農者制度

市町から「青年等就農計画」の認定を受けた「認定新規就農者」を重点的に支援する

【対象者】

- 新たに農業経営を営もうとする次に当てはまる青年等
 - ・青年(原則18歳以上45歳未満)
 - ・特定の知識・技能を有する中高年齢者(65歳未満)

詳しい内容は、
農林水産省HP



【就農計画の内容】

- 就農地(市町)
- 農業経営開始日
- 就農形態
- 目標経営類型
- 将来の農業構想
- 農業経営規模の現状及び目標(作付面積、生産量など)
- 生産方式に関する現状及び目標(機械・施設の能力、台数など)
- 経営管理に関する目標(青色申告、PC活用など)
- 農業従事の態様目標(月に○日程度を休日とするなど)
- 目標達成に必要な措置
(農機、施設の規模、構造等、実施時期、事業費、資金名等)
- 農業経営の構成(現状及び見通し)、
従事者(年齢、担当業務、年間農業従事日数)
- 雇用者(現状及び見通し)、常時雇、
臨時雇ごとに(実人数、延べ人数)
- 技術・知識の習得状況
(研修先、研修期間、研修内容、活用した補助金など)

就農計画記入
のイメージ→



【認定新規就農者のメリット】

- 青年等就農資金の活用
就農当初に必要な施設整備、運転資金として
3,700万円までの無利子融資
- ハウス施設整備等への補助事業の活用
- 経営開始資金の活用
- 市町等、関係機関の総合的なフォローアップ
など

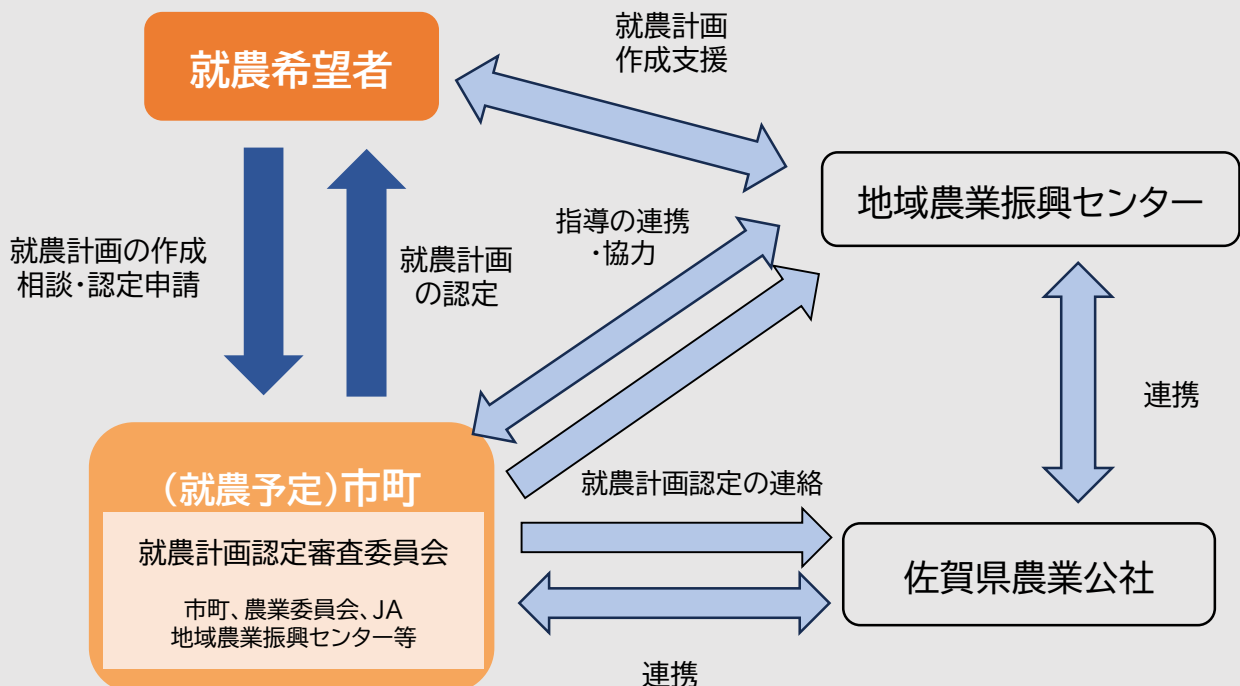
△ 留意点

- 認定新規就農者が認定農業者になった時点で
青年等就農計画の効力は消滅
(青年等就農資金の借入は不可となる)
- 青年等就農計画の有効期間は、認定を受け
た日から起算して5年間
(既に農業経営を開始した者は農業経営を
開始した日から起算して5年間)

【問合せ先】

就農予定市町の農政担当課、地域農業振興センター

青年等就農計画認定のフロー図



② 新規就農者育成総合対策

就農準備資金

詳しい内容は、
農林水産省HP



就農に向けて必要な技術等を習得するために研修を受けるものに対し、資金(2年以内)を交付

交付対象者の主な要件
(すべての要件を満たす必要があります)

交付額:月12.5万円
(年150万円×最長2年間=最大300万円)

- ① 就農予定時の年齢が、原則49歳以下であること
- ② 独立・自営就農(※1)、雇用就農又は親元での就農(※2)を目指すこと
 - ※1 独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け「認定新規就農者」になること、又は、農業経営改善計画の認定を受け「認定農業者」になること
 - ※2 親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承するか、農業法人の共同経営者になる、又は、独立・自営就農し、認定農業者又は認定新規就農者になること
- ③ 研修計画が以下の基準に適合していること
 - 1) 県が認めた研修機関で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修すること
 - 2) 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと
 - a 先進農家・先進農業法人が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること
 - b 先進農家・先進農業法人の経営主が交付対象者の親族(三親等以内の者)ではないこと
 - c 先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約(短期間のパート、アルバイトは除く)を締結していないこと
- ④ 常勤の雇用契約を締結していないこと
- ⑤ 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
- ⑥ 申請時の前年の世帯全体(親子及び配偶者の範囲)の所得が原則600万円以下であること
- ⑦ 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

【問合せ先】

県庁農業経営課、地域農業振興センター

✓ 交付対象者の特例

国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長する

⚠ 交付金の返還要件

- ① 適切な研修を行っていない場合
交付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得していないと判断した場合
- ② 研修終了後(※)1年以内に50歳未満で就農しなかった場合
※ 就農準備資金の研修終了後、更に研修を続ける場合(原則4年以内で就農準備資金の対象となる研修に準ずるもの)は、その研修後
- ③ 交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、農業を継続しない場合
- ④ 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者または認定農業者にならなかった場合
- ⑤ 親元就農を目指す者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合、法人については、経営者(共同経営者含む)にならなかった場合、または、独立・自営就農しなかった場合

経営開始資金

新規就農者が農業経営を始めて経営が安定するまでの最大3年間、資金(2年以内)を交付

交付対象者の主な要件
(すべての要件を満たす必要があります)

- ① 就農時の年齢が49歳以下の認定新規就農者
- ② 独立・自営就農であること
 - ・農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
 - ・主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
 - ・生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷又は取引すること
 - ・経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
 - ・交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
- ③ 親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ新規参入者と同等の経営リスク(新規作目の導入や経営の多角化等)を負うと市町村に認められること
- ④ 就農する市町村の「目標地図」に位置づけられていること(見込みも可)又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ⑤ 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと
また雇用就農資金による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと
- ⑥ 申請時及び交付期間中の前年の世帯全体(親子及び配偶者の範囲)の所得が原則600万円以下であること

[問合せ先]
市町

経営発展支援事業(うち通常枠)

就農後の経営発展のために、県が機械・施設等導入を支援する場合、県の2倍を国が支援

交付対象者の主な要件(すべての要件を満たす必要があります)

- ① 就農時の年齢が49歳以下の認定新規就農者
- ② 事業実施年度又は事業実施年度の翌年度中に新たに農業経営を開始し、独立・自営就農であること
- ③ 親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を10%以上増加させる、又は生産コストを10%以上減少させる計画であると市町村に認められること
- ④ 就農する市町の「目標地図」に位置づけられていること(見込みも可)又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ⑤ 本人負担分の経費について、金融機関から融資を受けること(青年等就農資金を活用可)

交付額:月12.5万円
(年150万円×最長3年間=最大450万円)

✓ 交付対象者の特例

- ① 夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合は、夫婦合わせて1.5人分を交付)
- ② 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに最大150万円を交付

⚠ 交付停止となる場合

- ① 交付要件を満たさなくなった場合
- ② 農業経営を中止した場合
- ③ 農業経営を休止した場合
- ④ 就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合
- ⑤ 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合(ただし、支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認めた場合、交付可能)等

⚠ 交付金が返還となる場合

- ① 交付期間終了後、交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合
- ② 青年等就農計画を達成するための必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていない場合
- ③ 虚偽の申請等を行った場合 等

詳しい内容は、
農林水産省HP



補助対象事業費上限1,000万円
(経営開始資金の交付対象者は上限500万円)
(夫婦ともに就農する場合の上限額は1.5倍)

■ 助成対象

- (1) 機械・施設等の取得、改良又はリース(軽トラ除く)
- (2) 家畜の導入、果樹・茶の新植・改植
- (3) 農地等の造成、改良または復旧

[事業内容の要件]

- ・事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- ・機械等の耐用年数がおおむね5年以上20年以下のもの
- ・中古機械・施設にあつては、耐用年数が2年以上のもの
- ・汎用性の高い機械・施設でないこと
- ・あらかじめ立てた計画の成果目標に直結すること
- ・園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるもの
- ・個々の事業内容について、単年度で完了すること。

経営発展支援事業(うち地域計画早期実現支援枠)

地域計画の実現に向け、親元就農を含め、円滑な経営継承・経営発展に向けた取組を後押し

交付対象者の主な要件(すべての要件を満たす必要があります)

- ① 独立・自営就農する49歳以下の認定新規就農者、認定農業者であること
- ② 将来像が明確化された地域計画※1又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること
- ③ 事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した個人・法人※2であること
- ④ 青色申告を行うこと
- ⑤ 機械・施設等を導入する場合、本人負担分の経費について、金融機関から融資を受けること(青年等就農資金、スーパーL資金を活用可)

※1 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い(8割以上等)地域

※2 当該農業経営の主権を有する役員に就農時の年齢が原則50歳未満、かつ、事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る

[問合せ先]
市町

■助成対象

- (1) 経営資源の有効利用に向けた取組
・機械・施設等の経営資源を継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費
- (2) 円滑な経営移譲に向けた取組
・法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費(定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等)
- (3) 経営発展に向けた取組
・機械・施設や家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等に要する経費

※(1)は事業費25万円以上の取組、③は事業費50万円以上の機械・施設等が対象

※農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い機械・施設等、経営移譲者等が所有する資産の購入又は賃貸借に係る経費等は補助対象外

■助成額

・支援額:補助対象国費上限600万円
・補助率

(1)、(2):国1/3以内(県や市町の負担率については市町にお問い合わせください)

(3):国1/2以内(県支援分の2倍を国が支援)

■共同申請

・経営資源の有効利用に向けた取組又は円滑な経営移譲に向けた取組を実施する場合、経営移譲者等※との共同申請(事業実施)が可能

※市町・JAなど、地域サポート計画に位置付けられた関係機関含む

・交付対象者が研修中など経営開始前であっても、共同申請を行い、事業実施年度の翌年度までに経営を開始し、事業要件を満たせば事業を活用可能

③ 新規就農者が活用できる主な資金(融資)

将来、効率的・安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進・支援するため、就農計画の認定を受けた新規就農者に対し、その計画の達成のために必要となる資金を融資するものです。

融資を受けるためには、融資審査を受ける必要があります。まずは、相談概要票【エントリーシート】を作成して提出してください。なお、ご融資審査は書類を全てご提出いただいた後開始され、手続きには2か月程度を要しますので、時間に余裕をもってご提出いただきますようお願いいたします。

相談概要票【エントリーシート】のあらまし

- 1 氏名・連絡先等
- 2 既往借入金および税金等
借入の経験及び現在の状況など
- 3 家族構成
- 4 学歴・職歴等
- 5 経営の概要
① 予定している内容
② 就農理由
③ 品目選定理由
④ 研修先・研修期間
- 6 借入相談の内容
① 事業費総額
② 借入希望額
③ 資金必要時期
④ 希望の返済期間・年償還回数
⑤ 補助事業利用
⑥ リース事業を利用される方は
リース事業の内容
- 7 提出いただく書類等別に定める。



日本政策金融公庫

青年等就農資金

新たに農業経営にチャレンジする認定新規就農者を応援する無利子の資金

- 対象者 : 認定新規就農者
- 融資期間 : 17年以内(うち据置期間5年以内)
- 融資限度額 : 3,700万円
- 金利 : 無利子(お借入れの全期間にわたり無利子)
- 担保 : 原則として、融資対象物件のみ
- 保証人 : 原則として個人の場合は不要、法人の場合は代表者
- 融資機関 : 株式会社日本政策金融公庫

資金の使いみち

青年等就農計画の達成に必要な無利子の資金

施設・機械	農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理加工施設や販売施設
果樹・家畜等	家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費
借地料などの一括支払	農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払い ※農地の取得費用は対象となりません
その他経営費	経営開始に伴って必要となる資材費など

経営体育成強化資金

意欲と能力をもって農業を営む方の前向き投資や償還負担の軽減を支援する資金

- 対象者 : 農業を営む個人、法人・団体であって、経営改善計画を融資機関に提出された方
- 融資期間 : 25年以内(うち据置期間3年以内)
- 融資限度額 : ①～③の範囲内でかつその合計額が個人及び農業参入法人1億5,000万円、法人・団体5億円以内
 - ①前向き投資 負担額の80%
 - ②再建整備 個人 1,000万円(特認1,750万円、特定2,500万円)、法人4,000万円
 - ③償還円滑化 経営改善計画期間中の5年間(特認の場合10年間)において支払われる
既往借入金等に係る負債の各年の支払金の合計額に相当する額
- 金利 : 2.10%(2025年9月19日適用)
- 担保・保証人 : 応談
- 融資機関 : 株式会社日本政策金融公庫

資金の使いみち

経営改善資金計画または経営改善計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金

前向き投資

農地等	取得のほか、改良・造成も対象
施設・機械	農産物の生産、流通、加工、販売などに必要な施設・機械などが対象
家畜・果樹等	購入費、新植・改植費用のほか、育成費も対象
利用料の一括支払い	農地の利用権を取得する場合における権利金などの一括支払いが対象

償還負担の軽減

再建整備	農地等の取得・改良・造成や、農業経営に必要な資材・施設などの取得・設置のために生じた負債(制度資金等を除く)の整理に必要な資金が対象
償還円滑化	既往借入金等の負債(制度資金、土地改良事業負担金など)に係る支払いの負担を軽減するために、経営改善計画期間中の当該負債の支払いに必要な資金が対象

④佐賀県内の農業者(新規就農者等)が活用できる事業

さが園芸生産888整備支援事業(令和5～8年度 県単独事業)

農業所得の確保・向上ができる園芸農業の確立に必要な施設・機械等の整備に対する補助

- 対象者 : 農業経営開始後5年以内の認定農業者や認定新規就農者など
- 補助率 : 60%(県補助50%、市町補助10%) 等
※園芸団地に整備する場合75%(県補助65%、市町補助10%)
※取組内容、市町によって補助率は異なります。
- 補助内容 : 収量・品質の向上や規模拡大、コスト削減のために必要な施設・機械等の整備
①園芸用ハウス、育苗施設 ②省力化機械・装置 ③高品質化機械・装置
④省石油型機械・装置 ⑤土づくり用、病害虫低減機械・装置
⑥選別・調整、加工用機械・装置 ⑦長寿命化対策
⑧中古ハウスリノベーション対策
⑨園芸振興において政策的に特に必要な施設、機械・装置、資材等
⑩大雨・大雪被害防止対策 の整備、購入費用など
- 主な要件 : (対象品目)原則1品目に統一
(受益面積)施設園芸 3アール以上(中山間では1アール以上の場合あり)
露地園芸 1ha以上(個人が事業実施主体の場合は50アール以上)
(GAP等の取組)認証有又は取組計画有
(対象機械・施設)国庫補助事業の対象とならないもの
- 問合せ先 : 市町の農政担当課、地域農業振興センター、県庁園芸農産課



(県888運動HP)

⑤その他の支援策

雇用就農資金

就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成

- 対象者 : 雇用元の農業法人等、雇用して技術を習得させる機関
- 支援額 : 60万円/年(月額5万円) 最長4年間
*新規採択の3人目以降は20万円/年
- 農業法人等の要件 : (1) おおむね年間を通じて農業を営む事業体等であること
(2) 十分な指導を行うことのできる指導者(5年以上の農業経験)を確保できること
(3) 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること
(独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可)
(4) 雇用保険及び労災保険に加入させること
(5) 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者 など
- 新規雇用就農者の要件 : (1) 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満の者
(2) 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること
(3) 過去の農業就業期間が5年以内であること
(4) 原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと
(5) 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金(準備型)等で研修を受けていないこと
- 問合せ先 : 佐賀県農業会議



(農業会議所HP)

佐賀県地方創生移住支援事業(移住支援金制度)

- 対象者 : 東京23区(在住者又は通勤者)から佐賀県へ移住された方
- 支援額 : 移住支援金(単身の場合60万円、世帯の場合100万円。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円を加算。)
- 移住元 : ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京圏に居住・通勤していたこと。
の要件 ② 住民票を移す直前に連続して1年以上、東京圏に居住・通勤していたこと。
- 移住先 : ① 申請時において、転入後1年以内であること
の要件 ② 転入先の市町に、5年以上継続して居住する意思があること など
- 支援金 : 移住支援金の申請日から5年以内に移住支援金を受給した市町から転出した場合 など
返還要件
- 問合せ先: 市町の移住担当課、県庁さが創生推進課移住支援室
※移住先の市町によって制度の有無、開始時期、条件が異なります。
事前に移住先の市町にお問い合わせください。



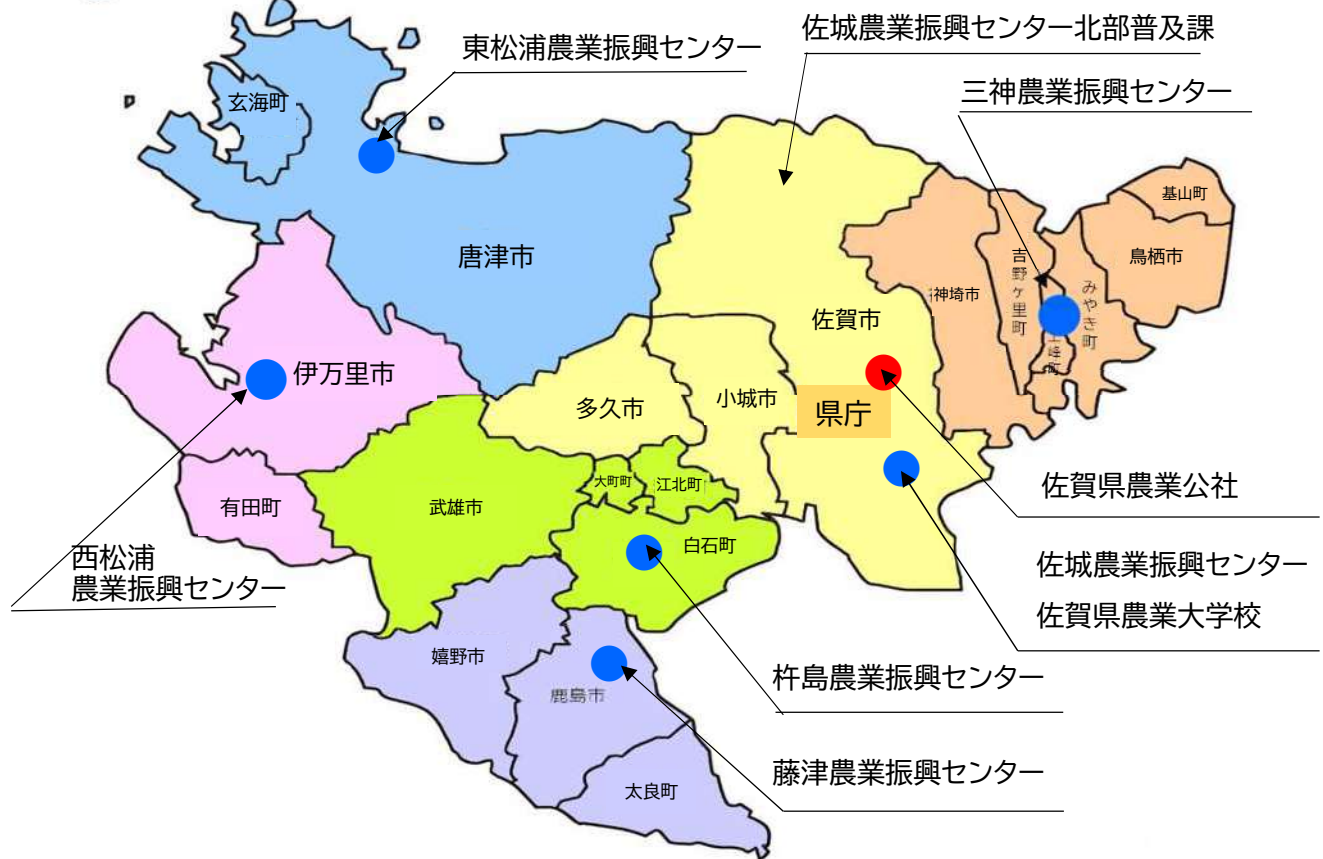
(県移住支援HP)

佐賀県未来につなぐさが移住支援事業

- 対象者 : 佐賀県外から18歳未満の世帯員を帯同して移住された方
- 支援額 : 移住支援金(世帯の場合100万円)
- 移住元 : ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上佐賀県外に居住していたこと。
の要件 ② 住民票を移す直前に連続して1年以上、佐賀県外に居住していたこと。
- 移住先 : ① 令和7年4月1日以降に転入したこと。又は令和6年4月1日以降に転入し、令和7年4月1
日の要件 日以降に要件を満たすこと。
② 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
③ 転入先の市町に、移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。 など
- 就業等 : ○ 農林漁業に関する要件(次に掲げる事項の全てに該当する必要があります。)
に関する
要件 ・ 農林漁業に就業した者のうち、佐賀県が定める人材確保支援策又は市町が別に定める人材確保
支援策を活用した者であること。
・ 転入日の3か月前の日以降に、県内において農林漁業に就業又は就業のための研修を開始したこと。
・ 移住支援金の申請日から5年以上、農林漁業への就業を継続する意思を有していること。
- 支援金 : ① 移住支援金の申請日から5年以内に移住支援金を受給した市町から転出した場合
返還要件 ② 農林漁業への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後1年以内に農林漁業に就業
しなかった場合、農林漁業に就業後1年以上継続しなかった場合 など
- 問合せ先: 市町の移住担当課、県庁さが創生推進課移住支援室
※移住先の市町によって制度の有無、開始時期、条件が異なります。
事前に移住先の市町にお問い合わせください。

就農支援スタッフの紹介

市町及び県現地機関等位置図



佐賀県農業の未来のために、あなたの就農をバックアップ

① 県の機関の連絡先

佐賀県庁	農業経営課		0952-25-7118
	生産者支援課	佐賀市城内1丁目1-59	0952-25-7112
	園芸農産課		0952-25-7114
農業振興センター	佐城農業振興センター	佐賀市川副町南里1088	0952-45-8888
	《北部普及課》	佐賀市三瀬村三瀬2959-1	0952-56-2311
	三神農業振興センター	三養基郡上峰町坊所112-1	0952-52-1231
	東松浦農業振興センター	唐津市ニタ子3-1-5	0955-73-1121
	西松浦農業振興センター	佐賀県伊万里市新天町122-4	0955-23-5128
	杵島農業振興センター	杵島郡白石町大字東郷2546-2	0952-84-3625
	藤津農業振興センター	鹿島市納富分2643-1	0954-62-5221
	佐賀県農業大学校	佐賀市川副町南里1088	0952-45-2144

②各市町における就農支援策

市町名	事業・施策名	対象者・条件	支援等の内容	問合せ先
佐賀市	ワンストップ 就農相談会	佐賀市内での就農を希望する者	関係機関（県・市・JA・金融公庫など）による就農に向けた各種相談への対応。	農業振興課 生産者育成係 ☎0952-40-7118
	佐賀市親元就農 支援給付金	佐賀市富士町・三瀬村において、親元就農（2親等以内）する者、他条件有	給付金額：60万円 給付期間：最長2年間	
	佐賀市 トレーニング ファーム 整備推進事業	①農業に対する強い意志と意欲のある就農希望者で研修終了後も引き続き富士町内に居住し、就農できる方 ②原則50歳未満の方 ③就農時に400万円程度準備が可能な方 ④普通自動車運転免許所持の方 ※②、③、④については相談可	○研修品目：ハウレンソウ ※専用の研修施設で専任講師が指導（2年間） ※研修から就農までJA、県、市、地域が一体となつて支援 【研修期間の支援】 就農準備資金最大150万円/年交付。また、交付対象とならない研修生に対しては独自に最大120万円/年を給付等。 【就農時の支援】経営開始資金150万円/年交付。また、交付対象とならない就農生に対しては独自に1年目120万円、2年目90万円、3年目60万円を給付等。 その他移住支援・居住支援等有り。	佐賀市トレーニングファーム推進協議会 農業振興課生産者育成係 ☎0952-40-7118
佐賀市アスパラ 部会トレーニ ングファーム 事業	①農業に対する強い意志と意欲ある農業後継者や新規就農希望者で、研修終了後も引き続き佐賀市内で就農できる方 ②概ね45歳以下の心身共に健康な方 ③普通自動車運転免許を有する方 ④研修中の事故等に備え傷害保険及び損害賠償責任保険等へ加入できる方 ⑤研修終了後、就農にあたり300万円程度の資金が準備可能である方	○研修品目：アスパラガス ※トレーナー（先進農家）による研修指導（1～2年間） ※研修ハウスによる実地研修の実施や就農に向けた生産技術・農業経営等の研修を行います。 【研修期間の支援】 就農準備資金最大150万円/年交付。 【就農時の支援】 経営開始資金150万円/年交付。	佐賀市アスパラ部会トレーニングファーム運営協議会 JAさが佐城園芸センター園芸指導課 ☎0952-29-9750	
多久市	ワンストップ 就農相談会	就農希望者	【就農相談窓口】 関係機関（市・県農業振興センター・JA）による就農に向けた各種相談への対応	農林課 ☎0952-75-4825
小城市	ワンストップ 就農相談会	小城市内での就農希望者	関係機関（市、県農林事務所、県振興センター、JA、金融公庫）による就農に向けた各種相談への対応	農林水産課 ☎0952-37-6125
鳥栖市	ワンストップ 就農相談会	鳥栖市内での就農希望者	関係機関（市・農業委員会・県農業振興センター・JA）による就農に向けた各種相談への対応。	農林課 ☎0942-85-3563
神埼市・佐賀市	ピーマン チャレンジ ファーム	①研修終了後、神埼市脊振町または佐賀市三瀬村内に就農できる者 ②運搬用車両（軽トラック）を有する者 ③就農時100万円程度の資金を有している者	現役ピーマン農家を講師として、1年間の模擬経営等を通じて研修を行い、その後独立就農していただきます。また、研修から就農までJA、県、市、地域が一体となってサポートを行います。	脊振・三瀬園芸振興協議会 （JAさが神埼営農経済センター北部事業所） ☎0952-59-2224 神埼市 農林水産課 ☎0952-37-0108
吉野ヶ里町	就農相談窓口	吉野ヶ里町内での就農希望者	【就農相談窓口】 関係機関（町・農業委員会・県農業振興センター・JA）による就農に向けた各種相談への対応。	農林課 ☎0952-37-0347
	吉野ヶ里町 担い手育成 支援対策 事業費補助	吉野ヶ里町の農林業の担い手及び農業後継者	農業大学校又はそれに準ずる研修機関で農業資格及び技術を修得するための研修に要する経費に対して、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1とし、千円未満は切捨て。補助金の限度額は、8,000円以内の額とする。	
基山町	ワンストップ 就農相談会	就農希望者	【就農相談窓口】 関係機関（町、農業委員会、県農業振興センター、JA）による就農に向けた各種相談会の実施	農林課 ☎0942-92-7945
上峰町	就農相談窓口	上峰町内での就農希望者	【就農相談窓口】 関係機関（町・農業委員会・県農業振興センター・JA）による就農に向けた各種相談への対応。	産業課 ☎0952-52-7415
みやき町	ワンストップ 就農相談会	就農希望者	【就農相談窓口】 関係機関（町・農業委員会・県農業振興センター・JA）による就農に向けた各種相談への対応。 第3木曜日開催	農林課 ☎0942-96-5534

市町名	事業・施策名	対象者・条件	支援等の内容	問合せ先
唐津市	明日の農業者 チャレンジ 支援事業	【対象者】 次の1～3の全てを満たす親元就農者 1 50歳未満の市内在住者 2 認定農業者の親族 (6親等内の血族又は3親等内の姻族) 3 最初の給付申請日の属する年度の前2年度の4月1日 以降に就農した人	1人当たり 60万円/年 (夫婦就農の場合は、1組当たり90万円/年) 初回申請日より最長2年間給付	農政課 ☎0955- 72-9128
	新規就農者 ステップアップ 支援事業	【給付要件】 次の要件をすべて満たすこと 1 年間農業従事日数150日以上 2 家族経営協定の締結 3 就農先の親等の前年総所得が400万円未満 4 生活費の確保を目的としたその他の事業による給付等を受けていないこと 5 市税の滞納がないこと	【研修給付金】 市内在住者：研修生1人当たり月額10万円 転入予定者：研修生1人当たり月額12.5万円 ※夫婦で研修を受ける場合は1.5倍を支給	
玄海町	就農相談 窓口	【就農相談窓口】 玄海町内に居住する（予定含む）就農希望者	【就農相談窓口】 各関係機関（町・農業委員会・ 県農業振興センター・JA）による就農に向けた各 種相談への対応。	農林水産課 ☎0955- 52-2199
伊万里市	就農相談会	就農希望者	関係機関（農業振興センター・県・市・JA）によ る就農に向けた各種相談への対応 時期：毎月第3火曜日 14:00～ 場所：伊万里総合庁舎	農業振興課 ☎0955- 23-2557
	伊万里梨 栽培研修 給付金	○研修開始時の年齢が50歳未満 ○研修終了後は伊万里に居住し、市内で梨栽培を 行うこと ○直系親族に梨栽培をしているものがないこと ○年間研修時間が1,200時間を超えること ○市が定めた機関による研修を受講すること	給付金額：100万円 (夫婦の場合は150万円) ※年度途中で研修する場合は、 月割計算 給付期間：最大24ヶ月	
有田町	就農相談会	就農希望者	関係機関（農業振興センター・県・市・JA）によ る就農に向けた各種相談への対応 時期：毎月第3火曜日 14:00～ 場所：伊万里総合庁舎	農林課 ☎0955- 46-5616
	園芸用 パイプ ハウス 設置事業 補助	設置後5年間は園芸用施設として使用し、生産品の主 たる部分または全部を町内の農産物直売所もしくは 市場へ出荷すること（3年間販売実績報告義務有）	新たに設置するおおむね100平方メートル以上の 農業用ビニールハウスの設置資材及び工事費とす る。 ただし、当該経費について、他の制度による補助 又は融資を受けない場合に限る。 対象経費の1/2以内の額とし、20万円を限度とす る。	
	親元就農者 支援事業	農業後継者の育成・確保を図るため、新規就農者育 成総合対策事業及び旧農業次世代人材投	30万円/年（3年間） 資資金の交付対象とならない親元就農者等に対し、親元就農等交付金を交付 ○共通要件・町内に住所を有すること。 ・町内において農業に従事すること。 ・年間農業従事日数が150日以上であること。 ・就農時の年齢が18歳以上50歳未満であること。 ①親元就農者 … 認定農業者の2親等内の直系卑属であること。 ②認定新規就農者 … 自らが青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になること。	

市町名	事業・施策名	対象者・条件	支援等の内容	問合せ先
武雄市	ワンストップ就農相談窓口	【対象者】 市内に居住する（予定含む）就農希望者	各関係機関（市・農業委員会・県農業振興センター・JA）による就農に向けた各種相談への対応 ※毎月第2水曜日に就農相談会を開催（要予約）	農林課 ☎0954-23-9335
	武雄市農業近代化資金融通助成	【対象者】 市内農業者等に農業近代化資金を貸し付けた融資期間、農業協同組合へ助成する。	予算の範囲内において、貸付利率の2分の1以内で助成する。	
	武雄市新規就農研修者家賃助成事業	【対象者】市外からの転入者で、 武雄市内に居住し、研修終了後市内での就農を目指す新規就農研修者。 【条件】 農業次世代人材投資事業資金（準備型）の交付対象であること。	【家賃助成】 上限5万円/月、最長2年間助成する。	
	武雄市農の里親事業	【給付要件】 <研修生> 市内に住所を有するもので、 ①研修終了後1年以内に市内で就農し、2年以上の継続を目指すこと。 ②18歳以上で、かつ、就農予定時の年齢が50歳未満であること。 ③受入農家等の3親等以内でないこと。 ④研修開始時に農業次世代人材投資資金の交付を受けていないこと。 <受入農家等> ①認定農業者、または農業経営を5年以上行っているもの。	1年以内の研修（研修日数20日以上/月）に対し支給 【研修給付金】 研修生1人当たり月額10万円 【研修指導料】 研修生1人当たり月額2万円	
	武雄市新規就農者経営改善事業補助金	【対象者】 市内に住所を有する認定新規就農者で、農業経営開始から1年以上経過しているもの。	【対象経費】 ①施設・設備等の整備・改良等 ②農作業の効率化に資する整備・改良等 ③収量増加や所得向上に資する整備・改良等 対象経費の2分の1（上限50万円）を補助。	
	武雄市新規就農スタートアップ支援事業補助金	【対象者】市内に住所を有する 認定新規就農者で、農業経営開始から3年未満のもの。 【対象経費】 ①種苗・肥料・農薬等の生産資材 ②農地・機械にかかる賃借料	対象経費の2分の1（上限30万円）を補助。	
	武雄市定住就農者支援事業	【対象者】市内に住所を有する認定新規就農者で、5年以上営農の継続を目指す者	【家賃助成】 家賃月額2分の1以内（上限2万5千円）を補助。最長2年間	
	武雄市新規就農農地提供協力金	【対象者】 市内に住所を有する認定新規就農者に、農地の提供を行うもの。	【協力金】 1,000㎡当たり3万円支給。	
大町町	ワンストップ就農相談会	就農希望者	【就農相談窓口】 各関係機関（町・農業委員会・県農業振興センター・JA）による就農に向けた各種相談への対応。	農林建設課 ☎0952-82-3151
	転入奨励金	3年以上大町町以外の市町に居住する者が大町町内に定住することを目的として新築住宅又は中古住宅を取得した場合 (専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が500万円以上のもの) ※除外要件あり	住宅1戸につき100万円 ただし、中古住宅取得の場合は、取得価格（土地代含む）の3%以内で100万円を限度とし支給 同居する中学生以下の子1人につき30万円支給	企画政策課 ☎0952-82-3112
	大町町引越費用助成金	新たに転入して大町町内に居住する世帯の者 ※除外要件あり	引越費用の2分の1以内とし、1世帯当たり5万円を上限	
	空き家バンク	居住、起業などを検討している方	空き家を紹介	
	大町町空き家活用対策事業補助金	大町町空き家バンク制度を活用して、空き家を購入又は賃貸若しくは賃借した者 ※除外要件あり	・空き家の改修 補助対象事業に要した経費に2分の1を乗じて得た額（限度額50万円） ・空き家を利用するための不要物の撤去 補助対象事業に要した経費に2分の1を乗じて得た額（限度額10万円）	

市町名	事業・施策名	対象者・条件	支援等の内容	問合せ先
江北町	新規就農支援事業補助金	江北町に住民登録された、認定新規就農者	【家賃支援事業】 自らの居住に供するために賃貸住宅（町内物件）を借り上げて、家賃を支払う者 上限5万円	地域づくり課 ☎0952-86-5615
			【経営支援事業】 国・県補助金対象事業を除く井戸・排水施設設備・生産資材等に係る経費等。 対象事業費の10/10 上限100万円(1回限り)	
白石町	白石地区いちごトレーニングファーム	①研修開始日の満年齢が18歳以上で就農開始時におおむね50歳未満であること ②研修終了後、白石町に在住して農業経営を開始し、5年以上の農業に従事できる者 ③農業技術や農業経営力等を身に付けるための研修制度であることを十分理解し、農業研修、就農について家族の同意を得ていること	トレーニングファームでの高設いちご栽培技術（品種「いちごさん」）及びいちご経営原則として研修に関する費用は無料 【研修手当】新規就農者育成総合対策（就農準備資金）申請後、承認されれば一人当たり年間150万円の支給可能	農業振興課 ☎0952-84-7121
			④普通運転免許を所持していること ⑤新規就農のための準備金として概ね300万円以上の自己資金を有すること。 なお、消費者金融等からの借入がないこと。	
	【資格要件】 ①日本国籍を有し、研修開始日の満年齢が18歳以上で就農開始時におおむね50歳未満であること ②心身ともに健康で、誠実に研修ができること ③応募の際、佐賀県外に在住しており、研修開始時白石町に住民登録でき、2ヶ年以上継続できること ④研修終了後、白石町内に居住しながら農業経営を開始し、5年以上の農業に従事できる者 ⑤農業技術や農業経営力等を身に付けるための研修制度であることを十分理解し農業研修、就農について家族の同意を得ていること ⑥普通運転免許を所持していること ⑦新規就農のための準備金として300万円程度の自己資金を有すること。なお、消費者金融等からの借入がないこと。	【研修内容】 施設園芸を基本とし農業講座（講習会）、農業実践研修、その他農業経営に関する各種研修会を実施する 【研修手当】 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）申請後、承認されれば一人当たり年間150万円の支給可能 【研修時間】 1日8時間、月20日を基本とし、月160時間勤務とする 【住居】 住居の確保・家賃は農業塾の負担（上限60,000円） 【車両】 営農車（軽トラック又は軽バン）1台貸与（条件あり）し、40ℓ/月分の燃料費を支給 今後変更の可能性あり		
	ワンストップ就農相談会	就農希望者	【就農相談窓口】各関係機関（町・農業委員会・県農業振興センター・JA・融資機関）による就農に向けた各種相談への対応。	
やってみようセミナー	町内新規就農希望者	セミナーの開催 ①作物の栽培・経営状況説明 ②就農支援策の紹介 ③先輩農業者の体験談発表		

市町名	事業・施策名	対象者・条件	支援等の内容	問合せ先
鹿島市	鹿島市担い手 応援事業	○鹿島市在住かつ鹿島市において新たに営農する方 ○国や県補助の対象外になった認定新規就農者、親元就農や5年以内に営農を開始した認定農業者の新規の方	補助額：100万円定額（初期投資にかかる経費や機材購入費） ※夫婦型の場合は1.5倍の150万円	農林水産課 ☎0954-63-3413
	園芸団地入植者 応援プロジェクト	鹿島市園芸団地に新規に入植する農業者	補助額：30万円定額（初期投資の資材購入に活用）	
	鹿島市 スマート農業・ 有機農業等支援 対策事業	鹿島市在住の農業者で新規にドローン免許や有機JAS認定やGAP等の資格取得までに取り組む方	補助額：1人5万円	
太良町	太良町親元 就農支援事業	【給付要件】	【給付額】 申請者1人当たり年間36万円 （最長5年間）	農林水産課 ☎0954-67-0315
		①国庫事業の農業次世代人材投資資金又は就農準備資金・経営開始資金の交付対象者でない者 ②町内で農業を営む者の2親等以内の直系卑属である者 ③町内に住所を有し、かつ、町内において農業経営を行う者（18歳以上50歳未満） ④町税等の滞納がないこと ⑤年間（1月1日から12月31日まで）の農業従事日数が150日以上であること		
	ワンストップ 就農相談会 窓口	太良町内に居住する（予定を含む）就農希望者	各関係機関（町・農業委員会・県農業振興センター・JA等）による就農に向けた各種相談への対応	
	空き家情報 バンク	○町内の方・町外の方 ○空き家等の所有者、空き家の利用希望者	太良町内の空き家等の情報を所有者に登録してもらい、太良町HP等を通じて情報発信することで、空き家等の所有者と利用希望者のマッチングを支援する。	企画政策課 ☎0954-68-0125
	移住定住促進事業 補助金	○町外からの移住者・町内の方で定住を希望している方 ○空き家情報バンクに登録している物件の所有者及び利用者	移住・定住希望者の負担軽減及び空き家情報バンクの利用促進のため、空き家情報バンクを介した物件に対して補助を行う。 ・リフォーム費用の1/2又は2/3 最大200万円を支給等	

市町名	事業・施策名	対象者・条件	支援等の内容	問合せ先
嬉野市	嬉野市 新規自営 就農者 支援事業	嬉野市内に在住し、新規に自営就農を行う者であって、青年等就農計画の認定を受けた者又は公的機関が認めたカリキュラムでの研修を修了した者	資材、機械や設備等の導入・整備等に要する経費で、国・県等の補助の対象にならないもの。経費のうち2分の1以内で50万円を上限 (ただし、土地の造成又は水源確保のための井戸掘削の場合は、150万円を上限) ※起業チャレンジ応援金との併用不可	農業政策課 ☎0954-66-9119
	嬉野市 新規就農者 生活支援事業	嬉野市での就農を目的として農業研修(トレーニングファーム、先進農家等)を行うために嬉野市へ転入する者	賃貸借契約により居住する賃貸物件の家賃(敷金、礼金等除く)で、月額家賃の2分の1以内で月5万円上限	
	入植方式による ハウス団地 整備事業	施設園芸による就農希望者であって、トレーニングファーム修了生又は先進農家の元で農業基礎・農業経営等を習得し、嬉野市内に居住し就農できる者	・施設園芸の開始に必要な基盤整備を市が実施	
	ワンストップ 支援窓口事業	嬉野市内での就農を希望する者	関係機関(県・市・JA・金融公庫など)による就農に向けた各種相談への対応。	
	住宅取得 応援金	嬉野市外に3年以上居住する者が、嬉野市内に転入し建物本体が500万円以上の家屋を購入した場合。	住宅1戸につき50万円 転入する世帯員1人につき10万円 同居する高校生以下の子1人につき8万円などを支給	企画政策課 ☎0954-66-9117
	起業 チャレンジ 応援金	嬉野市外に3年以上居住する者が、嬉野市内に転入して2年以内に起業する場合(農業を含む)	敷金、人件費を除く、起業に要した費用の1/2最大100万円を支給 ※嬉野市新規自営就農者支援事業との併用不可	
	空き家バンク	居住、起業などを検討している方	空き家を紹介	
	空き家バンク 利用促進 補助金	空き家バンク登録物件を利用する方で、リフォームする場合など	リフォーム費用の1/2最大50万円を支給など	
	農業ターン ウェルカム 応援金		1世帯10万円	
	嬉野市 地方創生 移住支援金	嬉野市へ住民票を移す前の10年間のうち5年以上、東京23区に居住しておりかつ直前に連続して1年以上、東京23区に住んでいた場合で各種要件を満たす者ほか	単身60万円 世帯100万円※ ※18歳未満の者1人につき100万円加算あり	
	嬉野市 さが暮らし スタート支援 事業補助金	嬉野市への転入時59歳以下の者で、転入直前の10年間のうち5年以上、佐賀県外に居住しておりかつ直前に連続して1年以上、佐賀県外に居住していた場合で各種要件を満たす者ほか	単身60万円 世帯100万円	
	家事サポート 事業応援金	嬉野市への転入が令和5年4月1日以降かつ3年未満の方がいる世帯で12歳未満の子を扶養する世帯等	家事代行サービスを利用した費用に対する補助(上限4,000円/月)	
	移住促進事業	嬉野市空き家バンク登録物件を利用して県外から移住される方	温泉チケット26冊(1年あたり)を3年間 うれしの産米60kg、うれしの茶 肥前よしだ焼の焼物7千円相当	

③JAグループ 農業を始めたいあなたを全力で応援します

JAさが	佐城	佐城北部営農経済センター（小城市小城町）	0952-72-5186
		佐城南部営農経済センター（佐賀市川副町）	0952-37-7840
		佐城園芸センター（小城市小城町）	0952-72-5137
	中部	中部地区営農経済センター（佐賀市本庄町）	0952-22-0376
		中部営農センター 富士町営農センター	0952-58-2535
	神埼・東部	神埼営農経済センター（神崎市神埼町）	0952-52-7250
		北部事業所(広滝)	0952-59-2224
		三神園芸センター（みやき町西島）	0942-96-4844
		東部営農経済センター（上峰町坊所）	0952-52-8700
	白石	白石地区営農経済センター（白石町）	0952-84-7010
		杵藤園芸センター（白石町）	0952-84-5112
	みどり	武雄杵島営農経済センター（武雄市武雄町）	0954-23-3193
		鹿島藤津営農経済センター（鹿島市納富分）	0954-69-6300
		杵藤園芸センター（みどり）（鹿島市浜町）	0954-62-2145
	JA佐賀市中央 指導経済部（佐賀市神野東）		0952-30-9478
JAからつ	JAからつ 営農企画課（唐津市浜玉町）	0955-70-5256	
	JAからつ 畜産部（唐津市肥前町）	0955-51-9001	
鏡果実農業協同組合（唐津市宇木）		0955-77-0911	
JA伊万里営農畜産部（伊万里市立花町）		0955-23-5560	
JAさが 県域担い手サポートセンター		0952-25-5128	

○研修や青年等就農計画、補助事業、融資に関する事など
就農への支援をおこないます

佐賀県全体の就農に関するご相談は・・・

公益社団法人 **佐賀県農業公社**
(農地中間管理機構)

〒849-0925 佐賀県佐賀市八町畷町8-1
佐賀総合庁舎4階

TEL:0952-20-1590 FAX:0952-20-1605
E-mail : shinki_shunou@saga-agri.or.jp

HP: <https://saga-agri.or.jp/>



【アクセス】

- 車 : 国道34号線沿い佐賀北警察署西側
- バス: 佐賀市営バス(二俣・金立公民館線)
佐賀北警察署前下車、徒歩3分
- 電車: JR佐賀駅下車、徒歩20分

